

# 活動・事業体系

## 当人(及び家人)に対する生活支援

1. 相談支援と権利擁護の普及・推進
  - a. 相談支援体制基盤づくり
    - ア. 相談支援スタッフの育成
    - イ. 指定相談指定事業の開始
  - b. 情報提供事業の充実
    - ア. 会報・HPの活用、会議の開催等
  - c. 権利擁護の普及・推進
    - ア. 会報・HPの活用、会議の開催等
2. 生活支援活動・事業の提供及び充実
  - a. 生活支援サービスの提供
    - ア. 居宅介護
    - イ. 移動支援
    - ウ. 放課後活動及び一時預かり
    - エ. 宿泊
    - オ. 移送サービス
    - カ. 訪問看護
  - b. 上記サービスの充実
    - ア. スタッフの増員(看護師・事務員を含む)
    - イ. 個別支援計画の充実
    - ウ. 活動場所の増設
  - c. 新たな支援サービスの創設
    - ア. 日中活動スペースの開設
    - イ. 療養通所介護事業の指定
    - ウ. 重度障害者等包括支援事業の指定
    - エ. 居住スペースの創設計画(ケアホーム)
  - d. 医療的ケアの充実
    - ア. 訪問看護事業の充実(b-ア)
    - イ. 医療・保健機関とのネットワーク強化
    - ウ. サービス利用困難者への積極的な支援

## 法人スタッフ及び関係者等に対する事業(活動)

1. 地域生活支援及び権利擁護意識の普及・推進
  - a. 定期的なスタッフ研修等の開催
    - ア. 実地訪問研修の開始
    - イ. 招待講師による研修の実施
    - ウ. 医療的ケア実施者養成研修の実施
  - b. 地域での活動の実施
    - ア. 地域の祭りなどへの出店
2. 法人の運営・将来構想についての確認
  - a. 定期的な運営会議の実施
  - b. 利用者・関係者みなとの協議会の開催